

建設業者の皆さんへ

令和4(2022)年度 公共工事の入札契約制度の改正について

令和4(2022)年 10月より次のとおり改正します。

1. 技術評価点数の改正について

(1) 技術評価点数について、算定方式を下記のとおり改正します。

(技術評価点数の算定)

| 要素 | 改正 | 現行 |
|-----------------------|---|---|
| (1) 町発注工事の成績 | 現行どおり | 町発注工事の成績については、工事成績評定点から70点を減点して得た点数の倍数。 |
| (2) 工事の安全成績 | 現行どおり | 工事の安全成績については、労働災害事故を起こした場合にマイナス10～20点に件数を乗じて得た点数を付与する。 |
| (3) 町発注工事の工期遵守状況 | 現行どおり | 町発注工事の工期の遵守状況については、正当な理由がなく遅延した場合にマイナス10～20点に件数を乗じて得た点数を付与する。 |
| (4) ISO認証の取得状況 | 町内業者(町内に本店を有する業者)で、国際標準化機構が定めた規格 ISO9001 認証を取得している場合は10点を付与する。 町内業者(町内に本店を有する業者)で、国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 認証を取得している場合は10点を付与する。 | 町内業者(町内に本店を有する業者)で、国際標準化機構が定めた規格 ISO9001 又は 14001 のいずれかの認証を取得している場合は20点を付与する。 |
| (5) 地域活動等への貢献 | 町内業者(町内に本店を有する業者)で、地域活動等への貢献をしているものには、活動ごとに各5点を付与する(道路里親・愛リバーとちぎ・愛ロードとちぎ事業等)。ただし、最大で3活動までとする。 | 町内業者(町内に本店を有する業者)で、地域活動等への貢献をしているものには10点を付与する。(道路里親・愛リバーとちぎ・愛ロードとちぎ事業等) |
| (6) 建設業労働災害防止協会への加入状況 | 現行どおり | 町内業者(町内に本店を有する業者)で、建設業労働災害防止協会に加入しているものには10点を付与する。 |
| (7) 災害時等への地域貢献 | 現行どおり | 町内業者(町内に本店を有する業者)で、町との間で締結した災害時の応急対策業務等の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録があるものには10点を付与する。 |
| (8) 保護観察対象者等の雇用協力状況 | 現行どおり | 保護に規定する更生緊急保護中の者を2年以内に3ヶ月以上継続して雇用した実績を有するものには10点を付与する。 管轄保護観察所に協力雇用主登録をしているものには5点を付与する。 ただし、上記いずれかの加点とする。 |
| (9) 上三川町消防団員の雇用状況 | 現行どおり | 上三川町消防団に加入し活動している者を雇用している場合は10点を付与する。 |

(算定例)

工種:土木工事

| 年度 | 工事名 | 工事成績評定点 (点) | (1) | (2) | (3) | (4) | | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) |
|--------|-------------|----------------|-------------|---------------|---------------|----------------------------|---------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------|---|---------------------------------------|
| | | | 工事成績 (点) | 工事安全成績 (点) | 工期遵守状況 (点) | ISO 9001 認証取得 (点) | ISO 14001 取得 (点) | 地域活動等の貢献 (点) | 建災防の加入状況 (点) | 災害時等の地域貢献 (点) | 保護観察対象者等の雇用協力状況 (点) | 上三川町消防団員の雇用状況 (点) |
| R 2 | 道路改良 工事 | 75 | 5 | — | — | ISO 9001 認証 取得 | ISO 14001 取得 | 「道路里 親・愛リ バーとち ぎ・愛ロ ードとち ぎ」の3 活動へ の参加 | 建設業 労働災 害防止 協会に 加入 | 災害時 等の協 力者名 簿への 登録 | 更正緊 急保護 者の雇 用実績 協力雇 用主登 録 | 従業員 が上三 川町消 防団に 加入し 活動 |
| | 公共下水 道工事 | 68 | -2 | -20 | — | | | | | | | |
| R 3 | 側溝新設 工事 | 75 | 5 | — | — | 10 | 10 | 5×3 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 管路施設 工事 | 80 | 10 | — | — | | | | | | | |
| 計 | | | 36 | -20 | 0 | 20 | | 15 | 10 | 10 | 10 | 10 |

(注)・工事成績の算定対象工事は、過去2カ年の受注工事とします。

・保護観察対象者等の雇用協力状況は、雇用実績と協力雇用主登録の両方が該当する場合であつても、10点とします。

・技術評価点数は、工種ごとに算定します。

主観的評点(主観点数)

$$= (18 \times 2倍) + (-20) + 0 + 20 + 15 + 10 + 10 + 10 + 10$$

$$= 91点$$

適用時期について

改正事項については、令和5年度の工事格付より適用します。